

令和 6 年

ふれあい通信

第 1 2 号

12月 19日



令和6年12月1日(日)~12月31日(火) 年末の交通安全県民運動

運動の重点

- ① 子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進
- ② 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進



子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進

運転中は、思いやり、ゆずり合いの気持ちを持って、安全に運転しましょう。
交通事故防止のためにどのような対策ができるかチェックしてみましょう。

自動車・自転車のライト

☑ 夕暮れ時において、自動車・自転車前照灯を早めに点灯している

☑ 夜間運転中に、対向車や先行車がないときハイビームを活用している ハイビームは歩行者が見やすい

シートベルト

☑ 自動車に乗るすべての人がシートベルトを着用している

歩行者・自転車

☑ 白や黄色の明るい色の服を着用している

☑ 反射材を着用している

6歳未満の子どもは
保護者の方が責任をもって
子どもの体格に合ったチャイルド
シートに座らせましょう！



飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

妨害運転(あおり運転)を防ぐために、十分な車間距離を保ち、無理な進路変更や追い越し、幅寄せなどの危険な行為は絶対にやめましょう。

深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも運転をしてはいけません。

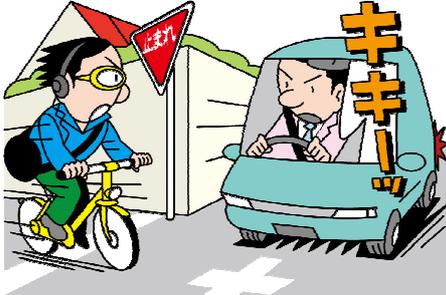
また、自転車の飲酒運転も絶対にしてはいけません。

令和6年11月1日道路交通法の改正
自転車の酒気帯び運転および幫助
新たに罰則が整備されました。



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

以下のイラストで、
自転車に乗る男性が
安全のためにできていないことは
何でしょう？



- ① 一時停止して周囲の安全を確認していない
- ② ヘルメットを着用していない(努力義務)

令和6年11月末で自転車事故は462件発生しており、前年に比べて増加しています。

自転車に乗る方は、自分の身を守るためにも、**ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。**



横断歩道利用者ファースト運動の推進

信号機のない横断歩道の手前には、「横断歩道あり」の道路標識や路面標示(ダイヤモンドマーク)が設置されています。歩行者が横断しようとしているときは、**横断歩道の手前で一時停止して、歩行者に道をゆずりましょう。**

「総務省」や「警察官」等を騙る詐欺電話が急増中!!

総務省を騙った者から「あなたの携帯電話番号が使われており、被害届が警察に出ています。」という不審電話がかかっています。このあと警察官を騙る者に電話が替わり「詐欺事件で逮捕した犯人があなたの口座にお金を振り込んだと言っている。あなたの口座のお金を調べるので別の口座に移してください」などと言ってお金をだまし取る手口の詐欺が発生しています。

- 警察官が新しく口座を作るように言ったり、口座のお金を移すように言うことはありません。
- 誰にもキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしないでください。
- 同様の電話があれば、すぐに電話を切り、警察に相談して下さい。



ふれあいチームより ごあいさつ



一年間、『ふれあい通信』をご愛読いただきまして本当にありがとうございました。

来年も悲惨な交通事故を1件でも減らすため、情報発信、交通安全教室などを実施します。みなさまが、交通事故と無縁で元気に過ごせるよう、お祈り申し上げます。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp